

1 事業名

所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、償還金の支払猶予、償還を免除できない事由及び報告等が法律に規定されたことから、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても、同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 87 号 所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(償還等)

第 15 条 略

2 略

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(償還等)

第 15 条 略

2 略

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。